

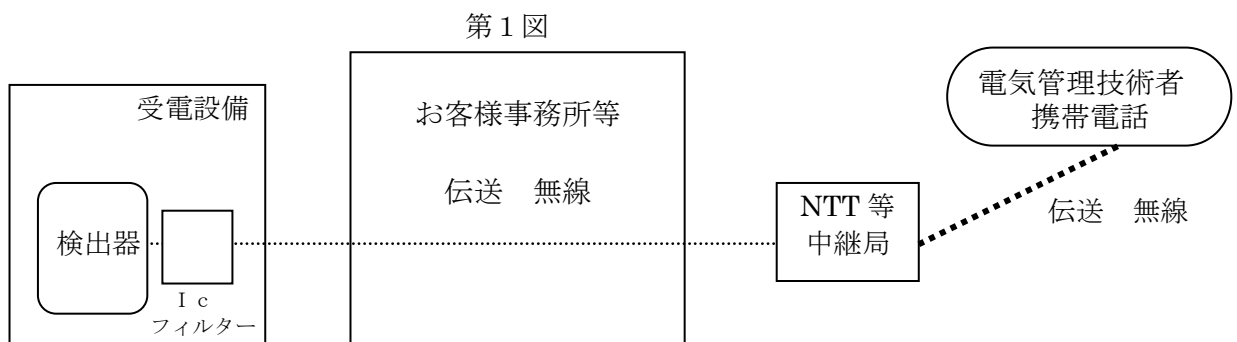
## 絶縁監視装置及び警報発生時の応動に関する説明書

### 1. 装置の構成

絶縁監視装置の構成は第 1 図のとおりです。

受変電設備に設置する絶縁検出器（以下「検出器」という。）及び検出器からの信号を電話回線（無線回線）を使用して自動伝送する発信器及びその信号を受信する電気管理技術者の常時携帯電話（以下「携帯電話」という）で構成されます。

携帯電話により警報を受信した場合は 3.「警報発生時の対応」により対応いたします。



### 2. 各機器の性能

#### (1) 検出器

ア. 変圧器の B 種接地線に設置した検出用変流器より検出される漏洩電流を整流増幅して、警報レベル警報値（50mA）比較し、それ以上の場合は警報表示ランプを点灯するとともに、発信器に警報信号を出力します。

イ. 警戒レベル警報に対する検出器の誤差は±10%以内です。

#### (2) 発信器

ア. 検出器の信号を受信すると、自動ダイヤルで電気管理技術者の常時携帯する携帯電話を呼び出します。

イ. 携帯電話に接続された発信器は、検出器からの信号情報を携帯電話にメールとして伝送し、携帯電話が正常に受信したことを確認した後、電話回線を開放し送信を終了します。

#### (3) 携帯電話

発信器からの信号情報をメールで受信すると、受信日時、警報の状態及びお客さま情報を表示するとともに、記憶装置に記録し呼出音で警報を知らせます。

受信信号の種類及び内容は第1表のとおりです。

第1表 受信警報の種類

警報の種類	警報内容
警戒警報	50mAを超えた漏洩電流が発生したことを示す。

### 3. 警報発生時の対応

お客さまに設置された発信器からの信号を電気管理技術者が携帯電話で受信した場合は、電気管理技術者は次の通り対応します。

＜ 対応の方法 ＞

電気工作物の異常の有無を電話で確かめるとともに、必要に応じ速やかに電気工作物の点検を行う。

### 4. 絶縁監視装置のメンテナンス

定期的に絶縁監視装置のメンテナンスを行い、常に正常な稼働状態を保つようにします。

### 5. 絶縁監視装置仕様

使用する絶縁監視装置仕様は、絶縁監視装置等の設置に係る設備調査表のとおりです。

### 6. I c フィルター要件

(1) 絶縁監視装置による有効（抵抗）分漏洩電流の高精度管理を目的とし、対地静電容量による無効分漏洩電流の影響で、有効な管理ができない恐れがある場合に、以下の条件を満たすように設置するものとします。

ア. 動力変圧器のみとし、結線が、異容量V結線、電灯動力共用変圧器でないこと。

イ. 取付時、絶縁不良回路の無いこと。

ウ. I c フィルターで発生させる無効電流を打ち消す、I c キャンセル電流で絶縁監視装置が誤動作しないこと。

エ. I c フィルター取付時、絶縁監視装置の動作特性試験を行い、抵抗分による漏洩電流 50mA 以下で、絶縁監視装置が動作すること。

(2) I c フィルター仕様

使用する I c フィルター仕様は、絶縁監視装置等の設置に係る設備調査表のとおりです。